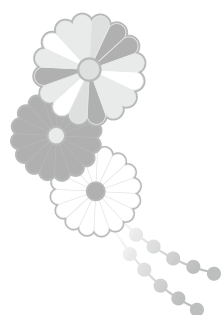




第63回 上里町成人式

振り袖や紋付きはかま、スーツに身を包んだ新成人が集い、会場は華やかな空気に包まれました。式典は全て実行委員の手で進行され、町長からの祝辞や中学校時代の恩師からのお祝いの言葉、新成人代表による意見発表などが行われました。

式典終了後は久しぶりに会う恩師や友人らと写真を撮ったり、話に花を咲かせたりしながら旧交を温め合う様子があちらこちらで見られ、会場内は新成人たちの笑顔で溢れていました。





シンガーソングライター松尾貴臣さんによるハッピートーク&ライブの様子。「命をつなぐ」というテーマの歌を交えて、結婚や家庭を持つ喜びを伝えました。



賀美小学校卒業生



長幡小学校卒業生



七本木小学校卒業生



上里東小学校卒業生（上里中出身）



上里東小学校卒業生（上里北中出身）



神保原小学校卒業生

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正で、農業委員の選び方が選挙から公募に変更されました。また、新たに農地利用最適化推進委員が新設されました。制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

◆農業委員

募集人数…14人(うち認定農業者8名以上、利害関係のない〔農業者でない〕者1名以上)

任期…平成29年7月20日～平成32年7月19日

職務内容…毎月農業委員会への出席、農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応、農地利用集積計画の承認、農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定

応募方法…農業委員推薦書(個人用)、農業委員推薦書(団体用)、農業委員応募届出書のいずれかを提出

◆農地利用最適化推進委員

募集人数…13人(区域〔9区域〕ごとに募集)

任期…委嘱日(平成29年7月20日以降)～平成32年7月19日

職務内容…毎月農業委員会への出席、担当地区内での現場活動、農地の出し手・受け手へのアプローチ、農地利用の集積・集約化の推進、農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消

応募方法…推進委員推薦書(個人用)、推進委員推薦書(団体用)、推進委員応募届出書のいずれかを提出



◆共通事項

対象…農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

身分…上里町の特別職の非常勤職員

報酬…「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

応募期間…2月15日(水)～3月14日(火)

※土・日・祝日を除きます。

※応募用紙は上里町農業委員会事務局窓口で配布しています(町ホームページからダウンロードもできます)。

応募先・問合せ…上里町農業委員会事務局
(産業振興課農地係内)
【☎35-1235(内線2601)】

平成29年度「梨サポーター」を募集します

上里町、神川町では、一部の生産者を除き高齢化等により、特産の梨の生産量が年々減少しています。

そこで、平成23年度から両町、JA、梨生産者、県が連携し、梨の生産をお手伝いしてくれる方や町内で梨の生産を始めたい方を対象に「梨サポーター」の育成に取り組んできました。詳細は、申込書をご参照ください。

申込…町役場産業振興課、JA埼玉ひびきの上里営農経済センター、かみさと館直売所等にある申込書に記載の上、2月22日(水)までに、町役場産業振興課にお申し込みください。

問合せ…産業振興課農政商工係【☎35-1232】



埼玉県北部地域の3市4町が連携 空き家バンク制度が始まります

空き家の有効活用を通して、町内への定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とし、埼玉県北部の3市4町(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町)が連携して「空き家バンク」を始めます。

お持ちの空き家を売りたい方、貸したい方は、くらし安全課の窓口で登録申請(無料)をお願いします。その後、宅建業者等による空き家の調査を行い、登録可能か判断させていただきます。なお、物件の状態によっては登録できない場合があります。

登録された空き家は、今後、埼玉県北部地域空き家バンクホームページ等で情報を公開させていただきます。
問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】



空き家バンクとは

空き家となっている利活用可能な建物のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件の情報をホームページなどを通して、市町内に移住・定住を希望する人に情報提供を行う制度です。

※本制度における空き家とは、個人が所有する戸建住宅が対象となります(アパートや土地のみは対象外)。

4月2日(日) 第5回かみさと桜まつり開催

町民の皆さんにお花見を楽しんでいただくため、堤調節池運動公園グラウンドで桜まつりを開催します。

詳細は、広報3月号でお知らせします。

かみさと桜まつりでの フリーマーケットコーナー出展者大募集!

資格…児玉郡市内または近隣市町村に在住・在勤の18歳以上の方

※営業の方(プロ)は参加できません。

出店料…1区画につき500円(1人2区画まで)

※荒天等により中止の場合は、上里町社会福祉協議会への寄附金とします。出店料の返金はしませんのでご了承ください。

区画数…60区画程度(1区画3m×3m)

※応募多数の場合は抽選を行います。

場所…堤調節池運動公園グラウンド

申込…2月8日(水)~28日(火)まで

※案内・申込書は上里町ホームページ
または産業振興課窓口にあります。

申込先・問合せ…産業振興課農政商工係
【☎35-1232】



申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

所得税・復興特別所得税の確定申告 町・県民税(住民税)の申告

平成28年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告と、平成29年度の町・県民税(住民税)の申告期間は、**2月16日(木)から3月15日(水)**です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

所得税等の確定申告とは

所得税とは、個人の所得に対してかかる国税です。平成28年1月1日から12月31日までの所得で納税者が税額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きを「確定申告」といいます。確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出します。

町・県民税(住民税)の申告とは

住民税とは、町民税と県民税をあわせた名称で、個人の所得に対してかかる地方税です。申告は、平成28年の所得に対して平成29年度に課税される住民税の計算を行うために必要となります。申告書を賦課期日(平成29年1月1日)現在の住所地の市町村長に提出します。

※税務署へ確定申告書を提出する方や、収入が給与収入だけで勤務先から給与支払報告書が上里町に提出されている方(医療費控除や社会保険料控除などの控除の追加を行うことで、町・県民税(住民税)の軽減の対象になる方は除く)は、住民税の申告の必要はありません。

申告は必要？

下図を参考に確認してください。

スタート

平成29年1月1日現在、上里町に住んでいましたか？

いいえ

上里町に町・県民税(住民税)の申告をする必要はありません。(平成29年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください。)

はい

平成28年1月1日から12月31日までに収入はありましたか？ 収入がなかった方はAに、収入があった方は主な収入の種類によってB、C、Dにお進みください。

A. 収入がなかった方 (非課税所得のみの方を含みます)

親族が会社の年末調整であなたを扶養する申告をしていますか？
または、確定申告であなたを扶養する申告をしますか？

いいえ

はい

- 次のどれかに該当しますか？
- 国民健康保険に加入している
 - 介護保険に加入している
 - 後期高齢者医療保険に加入している
 - 国民年金免除申請を行う
 - 課税(非課税)・所得証明書が必要である

いいえ

はい

①へ

③へ

D. 給与・年金所得以外の所得がある方 (事業・不動産・一時・雑所得等)

所得(収入から必要経費を差し引いた金額)の合計金額が、所得税の所得控除額の合計より多いですか？

いいえ

はい

①へ

②へ

B. 給与収入があった方

給与収入が2,000万円を超えますか？

はい

②へ

いいえ

給与以外に所得はありますか？

はい

いいえ

いいえ

はい

いいえ

①へ

②へ

給与の全てについて年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか？

いいえ

はい

勤務先から町に給与支払報告書は提出されていますか？

いいえ

はい

①へ

③へ

②へ

C. 公的年金収入があった方

公的年金収入額は400万円以上ありますか？

はい

いいえ

公的年金以外の収入はありましたか？

はい

いいえ

公的年金以外の所得は20万円以下ですか？

いいえ

はい

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか？

いいえ

はい

いいえ

はい

②へ

①へ

③へ

<判定結果> ※このフローチャートは一般的な例を示しています。

① 町・県民税(住民税)の申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
② 確定申告が必要です	確定申告書を提出すれば、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
③ 確定申告、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

■上里町役場での申告受付・相談

住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告相談を行います。混雑緩和のため受付地区を指定していますのでご協力をお願いします。受付整理番号札は、午前8時30分から配布します。なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできませんのでご了承ください。

会 場	期 間	時 間
上里町役場4階・大会議室	2月16日(木)から3月15日(水) ※平日のみ受付（ただし、3月5日(日)は午前の部のみ受付）	【午前の部】 午前9時～11時 【午後の部】 午後1時～4時

申告受付・相談 地区別日程表

日時	対象地区
2月16日(木)	篠・金下
17日(金)	金上・内出・西金・金下東
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	勝一・勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
21日(火)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明
22日(水)	下郷・宮・上郷・久保・寺西・新堀・並木・沖
23日(木)	東大御堂・西大御堂
24日(金)	田中・丹蔵・石倉・岡・堀之内・東堤
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	横町・阿保町・長浜町
28日(火)	立野・立野南・久城
3月1日(水)	本郷一・本郷二・本郷三
2日(木)	京塚
3日(金)	古新田
4日(土)	
5日(日)	地区指定日に都合の悪い方【午前の部のみ】
6日(月)	三田
7日(火)	三軒
8日(水)	久保新田・四ツ谷
9日(木)	西原町東・西原町西・一丁目
10日(金)	二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
11日(土)	
12日(日)	
13日(月)	東町・宮本町
14日(火)	八町河原・忍保
15日(水)	地区指定日に都合の悪い方

※「地区指定日に都合の悪い方」の指定日を設けてありますが混み合いますので、指定日以外でも申告受付・相談を行います。また、例年、申告初日・月曜日・午前の部は、通常より待ち時間が長くなってしまいう傾向がありますので、できるだけお避けいただきますようご協力をお願いします。

⚠ 次に該当する方は、上里町役場での会場では確定申告書の作成ができないため、本庄税務署で申告してください。

- 新規または連帯債務の場合の住宅借入金等特別控除
- 土地・建物・株式等の譲渡所得
- 先物取引に係る所得
- 外国税額控除
- 雑損控除または災害減免
- 損失の繰越
- 青色申告
- 外国在住の親族を扶養される方
- 死亡者の確定申告
- 過年分の確定申告

※上記のほかに「確定申告書の本人控えに受付印が必要な場合」や、「申告内容等から判断して税務署での申告が適当と思われる方」についても本庄税務署で申告していただく必要があります。また、消費税・贈与税・相続税の申告は、本庄税務署でお願いします。

※上里町役場での会場では、e-Taxを利用した確定申告はできません。

■本庄税務署での確定申告受付・相談

確定申告全般の受付・相談を行います。駐車場が狭いため、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。なお、税務署は大変混雑し、長らくお待ちいただく等ご不便をおかけする可能性もあるため、確定申告は確定申告書等が簡単に作成できる国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」をご活用いただき、なるべく自力での作成・提出をしていただきますようよろしくお願いします。

会 場	期 間	時 間
本庄税務署 (本庄市駅南2丁目25-16)	2月16日(木)から3月15日(水) ※平日のみ受付	【相談時間】 午前9時～午後5時 (受付は午前8時30分～)

※午後2時以降は少ない職員で対応していますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありませんが、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

○住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける方へ

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合は、納税通知書が送達される前までに確定申告書を提出する必要がありますのでご注意ください。

問合せ 所得税等の確定申告について……………本 庄 税 務 署【☎22-2111(自動音声案内)】
町・県民税(住民税)の申告について……………税務課住民税係【☎35-1221(内線1131～1133)】

申告に必要なもの

申告内容に応じて、必要な書類を準備してください。なお、必要書類に不備がある場合は、一度退席され、必要書類を整えてから再度ご来場いただくことになりますのでご了承ください。

(注)平成29年度(28年分)の申告から、申告書等へのマイナンバー(個人番号)の記載が必要になることに伴い、全ての申告者につきまして、「本人確認書類」が新たに必要になります。

■申告に必要なもの

対 象		必要書類等
申告者全員		印鑑(朱肉を使うもの)
		振込先口座の分かるもの(所得税等の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込まれます。)
		マイナンバー(個人番号)に係る本人確認書類(書類例は下記参照)
		(注1) 税務書から申告書等が郵送されてきている場合は持参してください(記入不要)。
		(注2) 前年の確定申告書等(控え)がある方は必ず持参してください。
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(原本)
	事業(営業・農業)所得者 不動産所得者	収支内訳書、収入・経費が分かる書類、帳簿など ※「収支内訳書」は、必ず事前にご自身で作成してきてください。
	雑所得・一時所得者	支払調書、収入・経費が分かる書類など
	配当所得者	配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など ※その配当の申告内容などが分かる「目論見書」等も持参してください。
控除に関するもの	医療費控除	医療費の明細書、領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるものなど ※「医療費の明細書」は、必ず事前にご自身で作成してきてください。
	社会保険料控除	【国民年金の保険料および国民年金基金の掛金の場合】 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(日本年金機構から送付) 【上里町分の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の場合】 領収書、平成28年分所得申告参考資料(2月上旬に町から送付)など ※年金から差し引かれた社会保険料の特別徴収分は、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されています。その分は、原則として申告の必要はありません。また、扶養している配偶者や扶養親族の年金から特別徴収されている社会保険料は、その支払者(配偶者・扶養親族)本人のみが控除の適用を受けることができます。 【上記以外の社会保険料の場合】領収書など
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の証明書
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書(平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料を含む)
	寄附金控除(所得税) 寄附金税額控除	寄附金の受領証明書 所得税の税額控除対象寄附金の場合は、対象寄附金であること等の証明書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書、要介護認定・要支援認定等結果通知(原本)など
	勤労学生控除	専修学校等、職業訓練校の場合は、勤労学生であることの証明書
	配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	配偶者・扶養親族の個人番号が分かる書類(例:マイナンバーカード、通知カードなど) 【配偶者・扶養親族に所得があった場合】 配偶者・扶養親族の源泉徴収票など配偶者・扶養親族の所得金額を証明できる書類
	住宅借入金等特別控除(所得税)	【上里町役場での申告会場で申告書を作成できるのは控除2年目以降の場合です。】 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(金融機関等から送付) 「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」・「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(税務署から送付) ※「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」は申告書と一緒に作成されます。

(マイナンバー(個人番号)に係る「本人確認」を行うときに使用する書類例)

本人が申告する場合(①または②)

	番号確認	身元確認
①	マイナンバーカード(個人番号カード) ※カードの裏面で番号確認、カードの表面で身元確認が可能です。	
②	通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し	運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

代理人が申告する場合(以下の①、②、③が必要)

①	委任状(法定代理人は戸籍謄本またはその資格を証明する書類の提示) ※委任状の提示が困難な場合は、委任者(申告する方)本人しか持ち得ない書類(例:マイナンバーカード、通知カード、運転免許証、健康保険の被保険者証など)の提示で、代理権確認書類として認められます。	
②	委任者(申告する方)の個人番号が確認できる書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しのうちいずれか1つ
③	代理人自身の身元が確認できる書類	運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

医療費控除を受ける方へ

医療費控除とは、自分や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。医療費控除を申告することにより、所得税が還付または住民税が減額になる場合があります（医療費控除は、支払った医療費が還付される制度ではありません）。

医療費控除額の計算方法

$$\text{平成28年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額（注1）} = \text{10万円または総所得金額等の5\%（どちらか少ない額）} = \text{医療費控除額（最高200万円）}$$

（注1）保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などです。

医療費控除を受けるのに必要なもの

- ・医療費の明細書（注2）
 - ・医師などが発行した領収書（注3）
 - ・医療費を補てんする保険金などの金額が分かるもの
- ※上記のほかに申告には、源泉徴収票などの書類が必要になります（P8「申告に必要なもの」参照）。
- （注2）申告で医療費控除を受けるためには、医療費の明細書を記入する必要があります。【医療を受けた人別】に【病院・薬局ごと】にまとめてご記入ください。
- （注3）健康保険組合等から送付される「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはできません。

医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

控除の対象に含まれないもの（例示）

- ・容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用
- ・健康診断の費用（人間ドックなどの健康診断の費用は控除の対象になりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、治療が開始されたときは対象となります。）
- ・タクシー代（病状からみて急を要する場合等を除く）や、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金
- ・一般的な近視や遠視の矯正のため眼鏡等の購入費
- ・親族に支払う療養上の世話の対価
- ・疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入の費用（予防接種の費用を含みます。）

※広報1月号でお知らせした「医療費控除の特例」は、来年（平成30年度（29年分））の申告から適用になります。

<記入例> 平成 28 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住 所 上里町大字七本木〇〇〇

氏 名 上里 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
上里 太郎	本人	A 病院ほか	骨折ほか	150,000	81,430
上里 花子	妻	B 産婦人科医院	出産	480,000	420,000
上里 夢	子	C 歯科医院	虫歯治療	30,000	
〃		D 薬局	風邪薬ほか	10,000	
上里 空	子	E 小児科医院ほか	風邪ほか	15,000	
合 計				A 685,000	B 501,430

～ 以下省略 ～

ふるさと納税のワンストップ特例に係る 申告特例申請書を提出した方へ

ふるさと納税のワンストップ特例とは、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行い、寄附先の都道府県・市区町村に申告特例申請書を提出した場合は、確定申告が不要となる制度です。

ただし、次の方はワンストップ特例が適用されませんので、ふるさと納税に係る寄附分を含めて、ご自身で申告を行う必要があります。

- ・所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出された方
- ・申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える方
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地と申請書に記載された住所が異なる方 など

障害者控除・医療費控除の

証明書を発行

○障害者控除対象認定書

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護2～5の認定を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。その場合は、申告時に「要介護認定・要支援認定等結果通知」の原本を提示してください。また、町および本庄税務署以外で申告される方は、申告先にあらかじめ電話等で控除対象者および必要書類を確認していただき、「障害者控除対象認定書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。

○おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、前年に「おむつ使用証明書」で控除を受けている方で、要介護認定を受けていて一定の要件を満たす方は、町が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」が代わりになります。「おむつ代の医療費控除確認書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。